

宝塚商工会議所青年部規則 改正（案）

（平成11年6月8日

規則第23号）

（目 的）

第1条 本青年部は、会員相互の親睦と連携を密にし、企業経営者としての研さんを積み、宝塚商工会議所（以下「商工会議所」という。）の事業活動への参画又は協力を通じて地区内における商工業の振興を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

（名 称）

第2条 本青年部の名称は、宝塚商工会議所青年部と称する。

（事務局）

第3条 本青年部の事務局は、商工会議所内におく。

（事 業）

第4条 本青年部は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と研さんのための事業を行うこと。
- (2) 本青年部としての意見を会頭に上申するとともに、これを必要に応じて関係方面に具申し、又は建議すること。
- (3) 商工会議所等の諮問に応じて答申すること。
- (4) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (5) 商工業に関する情報及び資料の収集等を行うこと。
- (6) 商工業の振興及び社会一般の福祉に寄与すること。
- (7) 商工会議所事業等の推進及び協力。
- (8) 関係諸団体との連携又は協調を図ること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（会員の資格）

第5条 本青年部の会員は、商工会議所の会員事業所の経営者又はその後継者、経営幹部で、満50歳以下のものとする。但し、年度途中で制限年齢に達した場合は、その年度内は会員としての資格を有するものとする。

（加 入）

第6条 本青年部の会員となることを希望する者は、役員会の議決を経て所定の加入手続により、加入の申込みをしなければならない。

2 前項の加入の可否は、役員会が決定する。

(会 費)

第7条 会員は、毎年所定の納期までに所定の年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の金額及びその支払方法は、役員会の議決を経て総会で定める。
- 3 天災地変その他特別の理由があるときは、会員の申請により役員会の議決を経て、年会費を減額し、または免除することができる。

(脱 退)

第8条 会員は、あらかじめ本青年部に脱退する旨を通知し、脱退することができる。

- 2 会員は、次に掲げる理由によって脱退する。
 - (1) 本青年部の会員としての資格の喪失。ただし、年齢制限による場合は、その年齢に達した年度の末日において脱退する。
 - (2) 死亡
 - (3) 除名
- 3 会員は、前2項の規程により脱退した場合であっても、当該年度の年会費の支払義務を免れない。

(除 名)

第9条 本青年部は、次の各号の1に該当する会員を会員総会の決議によって除名することができる。

- (1) 1年以上にわたって年会費の納入その他会員としての義務を怠った会員
- (2) 本青年部の体面を傷つけ、又はその目的の遂行に反する行為を行った会員

(役 員)

第10条 本青年部に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 役員は、会員総会において、会員のうちから選出し、又は解任する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本青年部を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 監事は、本青年部の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

(役員の仕事)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会員総会)

第13条 本青年部に会員総会を置く。

- 2 会員総会は、通常会員総会及び臨時会員総会の2種とし、会長が招集する。

(会員総会の決議事項)

第14条 次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。

- (1) 規則の改正
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告及び決算関係書類の承認
- (6) その他重要な事項

(会員総会の議長)

第15条 会員総会の議長は、会員総会において選任する。

(会員総会の議事)

第16条 会員総会は、総会員数の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ議事を開き議決することができない。

- 2 会員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会員総会における会員の議決権及び選挙権は、各々1個とする。
- 4 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該会員が記名押印した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。
- 5 前項の規定により議決権又は選挙権を行使するものは出席者とみなす。

(報告義務)

第17条 会長は、会員総会において議決された事項のうち、特に必要と認めるものについて商工会議所会頭に報告しなければならない。

(役員会)

第18条 本青年部に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

- 4 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集し、その議長となる。
- 5 役員会は、総役員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 6 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 役員会における役員の議決権及び選挙権は、各々1個とする。

(役員会の決議事項)

第19条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 会員総会に提案すべき事項
- (2) 会員の加入の諾否
- (3) 委員会に関する事項
- (4) 顧問及び相談役の委嘱の承認
- (5) 本青年部の運営に関する事項

(準用規定)

第20条 第17条(報告義務)の規定は、役員会について準用する。

(委員会)

第21条 本青年部に役員会の議決を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、第1条の目的を達成するために必要な重要事項を調査研究するものとする。

(委員会の組織等)

第22条 委員会に委員長1名、副委員長若干名及び委員若干名を置く。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 3 会員は、原則として会員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

(委員会について必要な事項)

第23条 前2条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(顧問及び相談役)

第24条 本青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、第1条の目的を達成するために必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問及び相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 第12条(任期)の規定は、顧問及び相談役について準用する。

(事業年度及び会計年度)

第25条 本青年部の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支)

第26条 本青年部の経費は、年会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第12条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から1年6月とする。
- 3 本規定実施後、最初に選任される役員の任期は、第12条の規定にかかわらず、平成13年10月31日までとする。
- 4 設立当初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、成立の日から始まり、平成12年3月31日に終わる。

(実施の時期)

- 1 第7条(会費)、第7条2項、第7条3項、第8条(脱退)3項、第9条(除名)(1)、第18条(役員会)4項、第18条5項、第18条6項、第18条7項、第20条(準用規定)、第22条(委員会の組織等)、第24条(顧問及び相談役)4項、第24条5項、第26条(収支)の改正規定は、令和4年4月1日に遡って実施する。